
令和元年第5回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年5月24日（金）第5回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友
経済部農政課	主査 橋本浩一	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書12ページ1番の件について、権利関係を売買に修正するよう依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時2分、第5回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。
4番 矢野律子 委員、5番 根本和男 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買1件、贈与1件、計2件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

また、議案番号1番、引田の件については、先月の農業委員会総会で保留となった案件です。先月の農業委員会総会において、当該地、また当該地周辺一帯の現況と公図が一部一致していない状況であるということから、現在の状況に至った経緯を把握した上で再度審議することとし「議決保留」となっていました。その件について、代理人から経緯を説明する事情説明書、及び協定公図等補足資料が事務局に提出されましたので再度議案として挙げさせていただきました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 1番、引田の保留の案件は、30～40年前の話で、経緯ははっきりとはわからないと思いますが、長い間放置しておいたのは、農業委員会として問題だったのではないかと思います。許可申請関係はしっかりとやっていますが、その他は気づかないこともあるのが現状であります。後に問題を残さないようにするのが大切です。今回の件は、悪質なのではなく、現在も全体が農地として利用されており、また、農地が使いやすくなったということも踏まえ、許可に支障はないと考えます。

◎廣田和世委員 2番は、下南摩町の譲渡人から譲受人への売買です。以前より、譲受人が稲作をしていた農地で、買ってほしいと言われ売買となりました。問題ありませんので承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 1番の引田の件は、親族間のものでしょうか。

◎事務局（高橋主事）親族間の贈与となります。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため1番から2番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、下奈良部町における一般住宅への転用については、西と南を畑、東を宅地、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。

2番、上永野における宅地への進入路への転用については、北を宅地、東を畑、西を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また、本案件は既に舗装され宅地への進入路として利用されていることから始末書付きとなっております。

以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（矢野律子委員）去る5月17日に、私と根本委員、駒場事務局長、福田係長、前澤主事の5名で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について現地調査の結果を報告します。1番、下奈良部町の一般住宅への転用は、鹿沼南高校から東に370mの所で、周りの状況から問題ないと見て参りました。2番、上永野町の宅地への進入路への転用は、永野小学校から西に500mの所で、すでに進入道路として使われていることから、始末書付きでお願いします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田裕委員 1番、下奈良部町の件は、現地調査員の報告のとおり何の問題もないと思いますので、ご承認よろしくをお願いします。

◎毛塚欣伸委員 2番、上永野の件ですが、現地調査員の報告のとおり何の問題もありませんので、ご承認の程よろしくをお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 2番の上永野の件は始末書付きで、すでに進入路として使用しているとのことですが、どういう経緯で許可なく使用を始めたのでしょうか。許可が必要ということを知らなかったということでしょうか。

◎事務局（前澤主事）その通りです。同じことが起きないように注意をし、始末書付きとしました。

◎事務局（駒場局長）上永野の●●さんからは、この後、5条の一般住宅への転用申請も出さ

れておりまして、この4条の件は、その申請に係る調査で判明したものであります。非農地証明で対応する箇所もありましたが、この進入路部分は、農地として使われなくなってから20年が経過しておりませんので、始末書付きの4条の許可申請となりました。

◎毛塚欣伸委員 この進入路の舗装は、●●さんの家の前を通る県道拡幅のときに、土地の一部が県道にかかって、そのときに舗装されたんだと思います。家への進入路がここしかないなので、ご理解をお願いします。

◎塩入佳子委員 始末書付きの案件がでるたびに、農地転用に許可が必要だと、どのくらい浸透しているのかと思います。広報が必要だなと感じています。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から2番について許可することに決定し、2番については始末書付きで許可することとした。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上日向における一般住宅への転用については、北を宅地、南と東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されませんが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。

2番、上日向における保育園及び駐車場への転用については、北と南を田、西を宅地・道路、東を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。

3番、上久我における太陽光発電設備への転用については、周囲を道路と山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また、本案件は既に石造倉庫が建てられ、利用されていることから始末書付きとなっております。

4番、下南摩町における駐車場及び資材置場への転用については、北と西を宅地、東と南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。

5番、口栗野における選挙事務所への一時転用については、東と南を宅地、北を道路、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

6番、上永野における一般住宅への転用については、東と南を道路、北を宅地、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。

以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいた

します。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（矢野律子委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から2番を私、3番から6番を根本委員が報告します。1番、上日向の件は、西小学校から北東に200mの所で、使用貸借権による一般住宅への転用です。周囲の状況から問題ないと思われます。2番の上日向の件は、上日向総合運動場から東に400mの所で、賃借権による保育園及び駐車場への転用です。周囲の状況から問題ないと思われます。3番からは根本委員にお願いします。

◎現地調査員（根本和男委員）3番、上久我の件は、県道石裂上日向線小佐部沢バス停から南に1.4kmの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。4番、下南摩町の件は、南摩コミュニティセンターから北東に500mの所で、賃借権による駐車場及び資材置場への転用です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。5番、口栗野の賃借権による選挙事務所への一時転用は、旧栗野中学校から北西に200mの所で、周囲の状況から問題ないと見て参りました。6番、上永野の使用貸借権による一般住宅への転用の件は、永野小学校から西に500mの所で、周囲の状況から問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 1番、上日向の使用貸借権設定の件は、一般住宅のための転用です。問題ありませんので承認願います。2番、上日向の保育園及び駐車場への転用も、特に問題ありませんので、承認を願います。

◎石川喜治委員 3番、上久我の件は、今は宇都宮市に住んでおります譲渡人から譲受人への売買で、太陽光発電設備のための転用です。農地に石倉が建っておりますが、許可が必要と知らずに建ててしまったもので、始末書付きとなっております。母屋もゆくゆくは壊して、そこも太陽光発電をやる予定だと聞いております。問題ありませんので、承認を願います。

◎廣田和世委員 4番、下南摩町、内装工事業、●●さんの貸借権設定の件は、義理の兄と塗装業をしており、その駐車場及び資材置き場のための転用です。周りに迷惑をかけないようにやっていくと言っているので、承認を願います。

◎牧島俊男委員 5番、口栗野の選挙事務所への一時転用の件は、特に問題ありませんので、承認を願います。

◎毛塚欣伸委員 6番、上永野の一般住宅への転用の件は、先ほどの農地法第4条の上永野の件と同じ場所です。この地域の人口減少が進む中、分家住宅ができるのは、いいことと思っております。承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和元年5月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、6件、14筆、17,505㎡となっております。続いて、議案書7ページをご覧ください。更新の利用権設定が、1件、2筆、5,503㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、2件、13筆、24,368㎡となっております。続いて、議案書9ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、2,769㎡となっております。これら合計11件、31筆、面積50,145㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について、他に質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から11番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第5号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書10～11ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については妥当と決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（橋本主査）議案第6号、鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）についてご説明させていただきます。お手元の議案書12ページが、本日の農業委員会でご審議いただく農政課関係の案件でございます。まず、用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地に、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため、農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。

番号1番、塩山町、●●法律事務所●●破産管財人、弁護士●●さん申出の堆肥及び農業用資材置場敷地です。面積は1筆で2,538㎡。場所は塩山町地内鹿沼市農業公社から南東に約150mに位置し、北・東・南側を田、西側を墓地・山林に接しています。利用予定者は●●で、利用目的は、当該地は平成30年6月に一時転用の許可を受け、堆肥置場や農業用の機械や資材等の保管場所として現在使用しています。ところが所有者である●●さんが破産したことから、今回土地を売買することになり、引き続き●●が農業用施設として利用していくことになったため、今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまます。以上で、農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は、事務局の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田裕委員 1番、塩山町の件ですが、複雑な案件ではありますが、問題はありませんのでよろしく申し上げます。

◎議長は議案第6号について意見を求めたが、意見はなかったため、1番については異存なしと決した。

◎議長は、議案第7号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（福田係長）議案第7号 下限面積（別段面積）の設定についてご説明いたします。農地法3条の許可要件のひとつに50aの下限面積がありますが、平成21年12月施行の改

正農地法により、別段の面積が可能となりました。鹿沼市では一部 30a としておりましたが、平成 30 年 1 月に鹿沼市長より別段面積の引き下げ要望が出され、見直しを行った別段面積を平成 30 年 5 月より適用させています。毎年 1 回、この別段面積の修正の必要性を検討することとされていることから今回の議案とさせていただきます。別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第 17 条第 1 項か第 2 項のいずれかを適用することが必要となります。議案書の 13 ページをお開きください。ページ中ほど、(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用はしないとさせていただきます。こちらは、設定区域において、別段の面積を設定する場合、設定区域の中で営農する人の 4 割以上の人、設定しようとする別段面積未満での営農をしていることが条件となっております。鹿沼市では、50a 以上で営農している農家が 6 割を超えていますので、こちらは適用しません。(2) の農地法施行規則第 17 条第 2 項では、設定区域において耕作されていない農地が相当数あり、新規就農を促進させるために適当と認められる面積であれば設定することが出来ます。昨年 5 月より、こちらを適用させ、別段面積設定地域のうち、農振農用地以外についての下限面積を 10a まで引き下げ、さらに、空き家に付属した農地について、1a までの引き下げを行ったことから、現時点においては、経営規模確保の観点から、変更を行う必要はないと判断したものであります。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第 7 号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第 7 号については原案通り決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前 11 時 01 分閉会を宣した。

—◇—
以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年 5 月 24 日

議 長

署名委員

署名委員
